

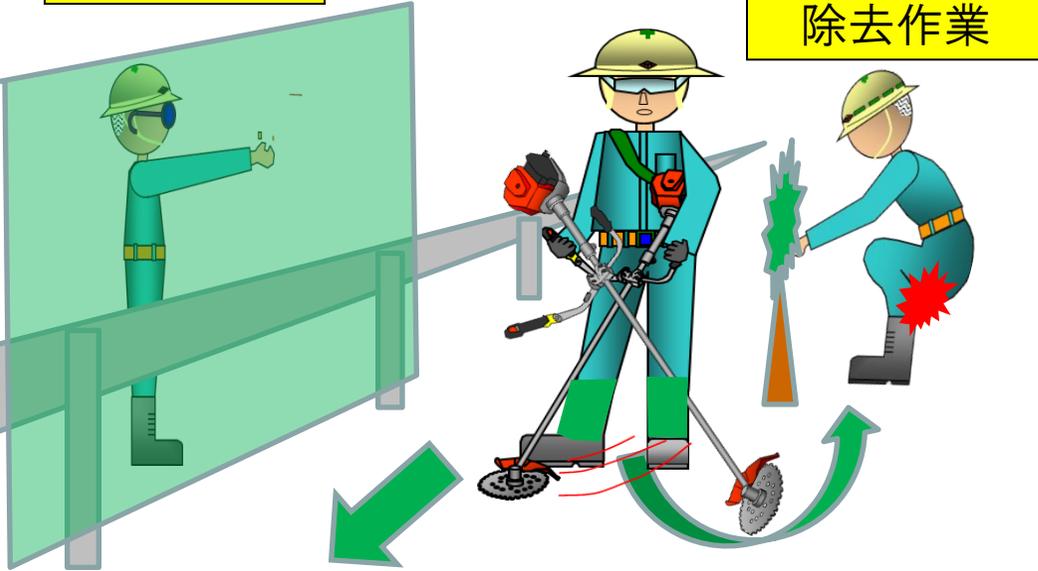
- 発生年月日 平成28年10月4日(火) 13:50頃
- 発生場所 園原IC ABランプ ループ内
- 工事名 中央自動車道 ■管内維持修繕業務
- 受注者 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
- 事故概要 草刈作業中に集草を行っている作業員の足に、他の作業員が使用していた草刈機の刃が接触し、負傷したものの。
- 被災状況 左脚太ももの横から後ろ側へかけ裂傷(長さ8cmの裂傷)
- 被災者 ■



草刈機による負傷事故（事故原因）

飛散防止網

クズ葉のツル
除去作業



刈り手
進行方向

集草作業
進行方向



■ 作業員同士が同じ方向に作業し、かつ双方が背中合わせで作業を行っていたため、作業員同士が近くなっているのに気付かなかった。

【事故原因】

- 本来作業員同士の作業間隔は5m以上あける手順となっていたが守られなかった。
- 集草作業員が作業に夢中になってしまい、刈り手に近づいている事に気が付かなかった。
- 集草を行う作業員が後ろ向きで作業を行っていたため、刈り手との離隔距離がわからなくなってしまった。
- 刈り手も草刈に集中していたため、集草作業員が近づいた事に気づかなかった。
- 飛散防止の網持ち作業員は、集草作業員が刈り手へ近づくとは思わなかった。また、近づいた時に警笛を鳴らさなかった。

草刈機による負傷事故（今後の対策）



【今後の対策】

- 刈り手、集草作業員、網持ちの作業員にて5m以上の離隔距離があることを確認する。
- 飛散防止網を持つ作業員は、刈り手作業の5m以下に他の作業員が近づく恐れがある時及び、作業に危険がおよぶと思われる場合は警笛で合図し、作業員同士の作業を一時中断させる。
- 経験の浅い作業従事者(1年未満)へは、経験豊富な作業従事者が目を見張って安全指導を行う。
- 刈り手と集草作業員は5m以上離れたところから作業を開始し、作業員同士が遠ざかる方へ作業を行う。
- 刈り手は時々作業場所の確認と周囲の安全確認を行う。

飛散防止網の作業員は5m以下に作業員が近づく恐れがある時及び危険が及ぶ恐れのある場合は警笛で合図



草刈機による負傷事故(原因の深掘り)



【原因の深掘りをするために作業従事者からの意見の抽出】

原因1 本来作業員同士の作業間隔は5m以上あける手順となっているが守られなかった。

→何故、守られていなかった？

作業手順書には記載されている？安全教育で伝えていた？毎朝のKYはどうしていた？

それとも、作業員の単純ミス？

- 作業手順書は刈り手と集草作業員の離隔距離は5m以上とるように記載をしている。
- 作業従事者を対象とした草刈り作業の安全教育は定期的に行っている。(5月、8月、10月に実施)
また、その年度の草刈り作業を開始する前に作業班ごと安全大会を実施している。
- KY活動はメンテ社員も参加し、毎朝作業班ごとに行っている。その際、作業手順書を用いてその日の作業の説明をするとともに現場内で特に気を付けることを指示し、作業員へ周知させてから現場へ送り出している。
- 集草作業員が離隔距離をとることが重要だという認識が薄かった。

【対策】 再度、離隔距離の重要性の周知徹底をおこなう。5m以下に作業員同士が近づく恐れのある場合は警笛にて作業を一時中断させることを手順書に明記する。

原因2 集草作業員が作業に夢中になってしまい、刈り手に近づいている事に気が付かなかった。

→何故、夢中になってしまった？

作業に余裕がなかった？作業員の経験不足？

- 集草作業員は現場経験が少なく、刈り手とあまり離れたくないという気持ちが有り、作業に夢中になってしまった。

【対策】 経験の浅い作業従事者(1年未満)へは、経験豊富な作業従事者が目を見張って安全指導を行う。

草刈機による負傷事故(原因の深掘り)

原因3 集草を行う作業員が後ろ向きで作業を行っていたため、刈り手との離隔距離が分からなくなってしまった。

→何故、後ろ向きで作業をしてしまった？

作業手順で決まりがなかった？作業員の単純ミス？

■今回の作業箇所はツル植物が多く、ツルを引っ張りカマで除去していくため後退しながらの作業となった。

【対策】 刈り手と集草作業員は5m以上離れたところから作業を開始し、作業員同士が遠ざかる方へ作業を行うよう手順書へ記載し周知させる。

原因4 刈り手も草刈に集中していたため、集草作業員が近づいた事に気づかなかった。

→何故、集中していた？

■路肩際を刈る場合、一般通行車両や作業員への飛び石には特に気を使って行っており、刃先の部分に集中していた。

【対策】 刈り手は時々作業場所の確認と周囲の安全確認を行う。

原因5 飛散防止の網持ち作業員は、集草作業員が刈り手へ近づくとは思わなかった。また、近づいた時に警笛を鳴らさなかった。

→何故、警笛を鳴らさなかった？

作業手順で決まりがなかった？作業員の単純ミス？

■網持ちが警笛を鳴らすことまでは手順書には明記していない。

■網持ちの作業員は集草作業員が草刈機と接触する場所へは近寄らないであろうという思い込み。

【対策】 網持ちの「作業に危険がおよぶ恐れのある場合には、警笛を鳴らす」を手順書へ記載することで明確にし、思い込みで作業をしないようにする。